

# 綾瀬市教育委員会会議録

令和5年6月定例会

令和5年6月22日開議

綾瀬市教育委員会

## 出席委員

教 育 長	袴 田 毅 君
教 育 長 職 務 代 理 者	田 中 恵 吾 君
委 員	平 出 恵 子 君
委 員	亀 ヶ 谷 由 美 子 君
委 員	齊 藤 隆 訓 君

## 事務局職員

市 民 環 境 部 長	永 井 裕 之 君
参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	中 西 忠 彦 君
教 育 部 長	長 谷 川 裕 司 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 三 浩 君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	堺 千 津 子 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一 君
教 育 指 導 課 長	渡 邊 倫 康 君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	生 駒 美 穂 君

## 書 記

教育総務課総務担当総括副主幹	奥 田 壘 斗
教育総務課総務担当主事	野 尻 裕 一

令和5年綾瀬市教育委員会会議6月定例会議事日程

令和5年6月22日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第16号議案	綾瀬市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
日程第3	第17号議案	綾瀬市社会教育委員の委嘱について
日程第4	第18号議案	臨時代理の承認について（綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱の報告について）

協議事項

日程第5	協議事項2	令和5年度教育委員会における事務の点検・評価について
------	-------	----------------------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、平出委員を指名いたします。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第16号議案 綾瀬市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第16号議案 綾瀬市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、学校運営協議会委員の任期を整理するため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものであります。

始めに、議案資料の1ページ・2ページをご覧ください。

左側が改正案、右側が現行の内容となります。

右側に記載のとおり、現在、規則において、学校運営協議会の委員の数は15人以内、任期は1年とされており、期間を4月1日から3月31日までとしております。

このように、学校運営協議会委員は年度ごとの任命となっており、現行の規則では、各学校の必要に応じて、年度途中で新たな委員を迎えることが出来ない規定となっておりますことから、年度の途中においても、新たに委員が任命できるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案資料の左側、改正案をご覧ください。

委員の任期に関する規定について、任命の日から同日の属する年度の末日までに改め、年度当初に任命した委員と、年度途中で任命した委員が任期満了を同じ年度の末日に迎えられるよう改正するものであります。

議案書の1ページへお戻りください。

施行日は、公布の日としてございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第16号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

この学校運営協議会が新しく開設されたことによって、今まであった学校評議員や学校関係者評価委員など、そういった方の活動内容や関係性は、どのように変化したのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

はい、お答えさせていただきます。

ご質問にありました学校評議員につきましては、今も学校長の求めに応じて設置することができます。学校運営協議会委員との関係性につきましては、学校運営協議会委員は学校の運営において、学校の中で、一緒に協議をするような方になりますが、それに対しまして学校評議員は、学校長のオブザーバー的な、いろいろ意見を言う立場としての役割がございますので、校長の求めに応じて設置することは可能でございます。

学校関係者評価につきましては、今は学校運営協議会委員が学校評価をしている形になりますので、現在は設置しておりません。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

○委員（平出恵子君）

はい、ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他に、ございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第16号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第17号議案 綾瀬市社会教育委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。市民環境部長、お願いいたします。

○市民環境部長（永井裕之君）

それでは、「第17号議案 綾瀬市社会教育委員の委嘱について」、ご説明させていただきます。  
議案書の2ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了により、新たに委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

社会教育委員の職務は、社会教育法により、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、そして、諸計画の立案や意見を述べるにあたり、必要な研究調査を行うこととされており、設置条例により、委員の定数は10人以内、任期は2年と定められております。

委員につきましては、公募による市民、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から選出することとなっております。

現在の委員は、令和3年7月から2年の任期で委嘱をしておりますが、任期満了に伴い、新たな委員の委嘱を行うものでございます。

議案書の3ページをご覧ください。

2番、中学校の校長の代表として、北の台中学校の春木校長が、橋本校長から交替となっております。

3番は、社会教育関係者として、市PTA連絡協議会の役員改選により、寺尾小学校PTA会長の赤城氏が、前春日台中学校PTA会長の橋本氏から交替となっております。

その他の委員は再任でございます。

委員の任期につきましては、令和5年7月から令和7年6月までの2年間でございます。

また、議案資料の3ページには、令和5年6月までの名簿を掲載してございますので、参考にいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第17号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

社会教育委員の方々の活動内容を教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中西忠彦君）

定例会として、年3回の会議を開催しております。その中で、社会教育や家庭教育に関する事業や議題について、それぞれの立場からご意見等をいただいております。

いろいろな情報交換をさせていただいているのですが、例えば昨年度は、社会教育施設再編の動きがありましたので、そういったものの進捗状況や、あとは大きなところだと図書館の関係の指針について、皆さんにご意見をいただいております。

定例会のほか、県の連絡協議会がございまして、昨年度は8回、10名で分担をしながらご参加いただいて、そこで情報交換をしたり、現代社会の課題等に関する研修を受けていただいたり、また、そういったものを会議の中でご報告いただいているような状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

他に、質疑・討論はございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第17号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第18号議案 臨時代理の承認について（綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について）」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第18号議案 臨時代理の承認について（綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職及び委嘱について）」、ご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会委員の辞職の承認及び委嘱について、緊急を要したため、教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会は、障がいのある子どもたちを、学校への適応状態や障がいの状態などに基づいて判定し、もっとも適切な教育の場に就学するよう教育委員会に答申をする機関でございます。

委員の選出につきましては、規則の規定により医師、児童相談所職員、特別支援学級設置校の校長、特別支援学級の学級担任等の選出区分ごとに、関係機関から委員を推薦いただいております。

現在の委員は、令和4年5月1日から令和6年4月30日の2年間の任期で委嘱をしておりますが、今回、1名の辞職の申し出があったことに伴い、辞職の承認及び辞職に伴う新たな委員を委嘱したものでございます。

議案書の5ページをご覧ください。

辞職の小牧氏につきましては、令和5年3月31日をもって児童相談所を退職されておりますが、その後任として、児童相談所から青木氏の推薦をいただきましたので、令和5年6月1日付で新たに委嘱するものでございます。

4月の定例会において同様の提案をさせていただいておりますが、この度、追加で辞職の申し出を受けたことにより、教育長の臨時代理により事務を代理いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

委員の任期につきましては、前任者の残任期間となります令和5年6月1日から令和6年4月

30日まででございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第18号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

私たちが報告を受ける児童・生徒の学校・学級指定の報告については、ここに載っている16名の委員が判定していると思いますが、判定を行う際の過程を教えてくださいたいのと、判定の際に、この16名以外に関わる方が他にいらっしゃるのかどうかということ、また、2番の青木さんの選出区分に「児童心理司」とありますが、消防士とかの「士」ではなく、「司」という字になっていて、この字が変わるとまた内容が違うのか、その説明をしていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

就学指導委員会における判定は、基本的にはこちらのメンバーが行う形になります。

また、他の参加者については、基本的にはございませんが、面接の際に就学指導委員会委員に欠席等がありまして人員が不足している場合に、面接の記録を行うために教育指導課の職員が参加することはございます。判定に当たって意見は申し述べませんので、こちらのメンバーが判定するものとなっております。

また、就学指導委員会の報告までのプロセスは、基本的には幾つかの段階がございまして、まず、特別支援学級への希望があった場合には、学校から教育指導課のほうに連絡していただきまして、それから教育指導課の担当者による授業参観、更に保護者による通級予定の特別支援学級の見学、あとは校内のケース会議や、保護者の希望確認といったこともございます。

また同時に、就学指導委員会に必要な書類の準備といったことも必要になってまいりまして、その必要な書類と言いますのは、発達検査の結果、あとは医師による診断書、療育手帳がある場合は療育手帳の写し、あとは担任が記入する調査書など、こういったものが必要になってきますので、そういったものを揃えて、就学指導委員会に諮問するといった形になります。

最後にご質問をいただいた、児童心理司の「司」という漢字につきまして、辞書で調べましたところ、この「司」という字を当てる場合、その役に対して責任を持つものという意味があるそうです。消防士の「士」は、武士の「士」になると思いますが、そちらの意味としては、専門の

技術や身芸を修めたものという意味が込められているそうです。なので、一般的に児童心理司にはこちらの「司」という字が当てられる場合が多いです。

また、記述の中で広く「心理士」という場合は、消防士の「士」、武士の「士」ですね。そちらのほうが当てられる場合もあるそうです。そういった場合は、広く心理を扱う者、そういった務めにあるものを広く言う場合に、この武士の「士」が充てられることもあるそうです。

ちなみに参考までにもうひとつお答えさせていただくと、教師に使われる「師」は人の集団を導くものといった意味があるそうで、保育師などにもが当てられることになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第18号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

---

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 協議事項2 令和5年度教育委員会における事務の点検・評価について」、この件を議題といたします。点検・評価報告書については、第1部と第2部で構成されております。まずは、第1部について協議を行いたいと思います。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「協議事項2 令和5年度教育委員会における事務の点検・評価について」、ご説明いたします。

点検・評価報告書の目次をご覧ください。

教育委員会の事務の点検・評価に当たっては、第1部と第2部がございます。

始めに、「教育委員会の事務の点検・評価に当たって」と、第1部についてご説明いたします。

それでは1ページをご覧ください。

1では、点検・評価制度についての沿革について記載をしており、本市の点検・評価の進め方を下段のフロー図で示してございます。

2ページをご覧ください。

「2 点検・評価の視点」ですが、点検・評価報告書の構成等について、記載をしております。報告書は、2部構成とし、第1部・第2部、それぞれに自己点検・評価結果を記載し、第2部については、それらに対する第三者委員会の検証結果を記載することとしております。

3ページをご覧ください。

3から5では、第三者委員会の概要について記載をしております。4の第三者委員会の委員構成につきましては、委嘱前でありますことから、現段階では空欄としています。第三者委員会は本日の協議終了後、7月と8月に会議の開催を予定しております。現時点では、具体的開催日は記載しておりません。

4ページから、「第1部 教育委員会会議及び教育委員会の活動状況」となります。

5ページをご覧ください。

「1 教育委員会について」では、教育委員会の概要と本市教育委員会の構成について記載をしております。

中段の「2 主な実績及び成果並びに点検・評価結果」では、5ページから8ページまで、教育委員会会議のほか、教育委員会の活動について、主な実績及び成果並びに点検・評価結果をまとめております。

「(1) 教育委員会会議について」の「ア 定例会」では、「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区等（適正規模・適正配置）に関する基本方針」及び「適正規模・適正配置の実施に関する方針」について、6ページには、「綾瀬市立小・中学校のプールの在り方基本方針」について、それぞれ策定に向けた協議を行った旨を記載しております。

「その他」でございますが、審議結果や会議録の公開など、開かれた教育委員会の実現に向けた取組について記載をしております。

「イ 協議会」では、教育委員会会議協議会において実施している、各所属の重点施策や、7ページの上段には、特に、昨年度から新たに実施している実施計画（案）の協議について記載をしております。

続きまして「(2) 教育長及び教育委員の活動について」でございます。

「ア 総合教育会議」では、不登校児童・生徒への支援の在り方について、市長と議論を交わしたことなどについて記載をしております。

8ページ上段の「イ 学校訪問」では、令和4年度は、感染症対策に配慮しながら、4校を訪問し、教育現場の実態把握と、把握した課題点や改善事項の早期対応への取組の必要について記載しております。

続いて「ウ 教育行政視察」でございますが、不登校児童・生徒への支援について、先進的に取り組んでいる海老名市教育支援センター「えびりーぶ」及び海老名市教育支援教室「びなるーむ」に視察を行った旨を記載しております。

「3 参考資料」ですが、9ページから令和4年度の教育委員会会議の主な議事を、11ページ以降には、教育長及び教育委員の主な活動の一覧を記載しております。

また、委員の皆様には、5月の協議会でいただいたご意見をA3サイズの資料、「【第1部】教育委員意見反映状況一覧」として整理しておりますので、参考にいただければと思います。

以上で第一部の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第1部につきまして、質疑・ご意見がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

特に意見等がないようですので、第1部に関する協議は以上といたします。

次に、第2部について協議を行います。

第2部のうち、「点検・評価対象事業」の2事業につきましては、5月の協議会においてヒアリングを実施しており、そこで委員の皆様よりいただいたご意見を反映したものでございます。

それでは、事務局の説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、続きまして、第2部について説明いたします。

「第2部 教育振興基本計画の取り組み状況」は14ページからとなります。

点検・評価報告書（案）の15ページをご覧ください。

「1 綾瀬市教育振興基本計画について」では、教育振興基本計画の基本目標等について、16ページの「2 各取組の点検・評価方法について」では、各取組の点検・評価の実施方法について、説明しております。

16ページの中段、「(1) 対象事業」をご覧ください。

新しい「学校教育推進プラン」及び「生涯学習推進プラン」の前期実行計画に位置付けられている49事業を対象とし、「①点検・評価対象事業」、「②重点取組及び戦略プロジェクト対象事業並びに新規取組」、「③その他取組」の3つに分類し、自己点検を実施したことを記載しており

ます。

「①点検・評価対象事業」については、各プランに位置付けられている重点取組等10事業の中から選定した2事業について、詳細な自己点検・評価を実施し、その他の10の重点取組等及び新規取組については、令和4年度の事業の取り組み状況を確認し、今後の課題を抽出いたしました。

また、前期実行計画に位置付けられているその他の事業については、取組状況を確認し、自己点検を実施いたしました。

18ページの「(2)点検・評価の方法」でございますが、こちらには点検・評価の方法について記載しております。

各事業につきましては、表にありますとおり、「計画を上回り実行」「計画どおり実行」「計画どおり実行できなかった」以上の3段階で自己評価としております。この3段階で評価した結果につきましては、下段の(3)の表に記載のとおり、「計画を上回り実行」できた事業が1事業、「計画どおり実行」できた事業が10事業、「計画どおり実行できなかった」事業が1事業の計12事業となっております。

それでは「点検・評価対象事業」の自己点検・評価について説明いたします。

20ページをご覧ください。

点検・評価対象事業の2事業につきましては、5月の協議会においてヒアリングを行い、そこで教育委員の皆様からいただきました、ご意見等を整理したものを報告書としてまとめております。なお、委員の皆様からいただいたご意見は、A3サイズの資料「【第2部】教育委員意見反映状況一覧」として整理しております。

21ページをご覧ください。

始めに、「学校における働き方改革の推進」でございます。

学校教育課、教育総務課、教育研究所が所管する事業で、教員の長時間勤務を改善するとともに、教職員全体の労働衛生管理体制の充実に努めるものでございます。

令和4年度の実績と成果でございますが、小・中学校に市費学校事務嘱託員や、スクールサポートスタッフを配置し、教員の授業準備の補助等を行ったほか、学校閉庁日を設定し、教員の休暇取得を促進いたしました。

また、ストレスチェックの結果を学校長と共有するなど、教職員の労働衛生管理体制の充実に努めました。

以上のことから、教育委員会といたしましては、「計画どおり実行」することができたと評価しております。

続きまして、23ページをご覧ください。

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」でございます。

教育指導課と生涯学習課が所管する事業で、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進するものでございます。

令和4年度の実績と成果でございますが、全ての学校に学校運営協議会を設置し、学校から推薦のあった方々を委員として任命することができたこと、地域学校協働活動推進員については、各学校に1人委嘱することができた他、養成講座を年3回開催したことで、年間で合計約200時間の活動につながりました。

以上のことから、教育委員会といたしましては、「計画どおり実行」することができたと評価しております。

点検・評価対象事業の内容につきましては、以上でございます。

26ページ以降は、この2事業を除く10の重点取組等について、40ページ以降には、その他取組37事業の「取組状況確認票」を掲載しております。

以上で、令和5年度教育委員会における、事務の点検・評価の説明とさせていただきます。

ご協議、よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、はじめに第2部の「点検・評価対象事業」の2事業につきまして、質疑・ご意見がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

次に、第2部の「取組状況確認票」に記載されている、その他の事業につきまして、質疑・ご意見がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

29ページの小・中学校における読書活動の推進について、司書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施とあり、年3回行われているということなのですが、その内容についてお聞きしたいと思います。

それと30ページについて、中学校の教員が数学や英語の乗り入れ授業を実施している学校もあると書いてあります。これは北の台中学校のことを指しているのでしょうか。私たちが行ったときは、英語をモデル校としてやられていたと思うのですが、その後に数学もやられているのか

など。その辺の数学に関する状況みたいなものを簡単に構わないので、教えていただければと思います。

それから最後に33ページ、「児童・生徒指導の充実」の課題改善事項の一番下に、「不登校を未然防止する方法や社会的自立を目指す方法について研究を重ねていく必要があります」とあります。これは、本当にこの通りだと思うのですが、今回不登校支援についての冊子をいただいたのですが、それを読みました。すごく不登校の未然防止についてや、子どもに対する声掛けの実例みたいなものが、すごく細かく丁寧に書かれていて、本当に素晴らしい冊子だと思うんですね。先生方への配布状況といたしますか、例えば新しい新任の先生たちはこの冊子があると良いのかなと思うのですが、どのくらいの先生たちに行き渡っているのかということをお聞きできればと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

今ご質問いただいた中で、29ページと30ページのご質問について、お答えさせていただきます。まず29ページの司書担当教諭の研修内容といったところなのですが、昨年度3回実施しておりまして、3回のうち2回が、司書担当教諭と学校司書両方集めてのもの、そして、残りの1回が学校司書のみのもとなっております。

内容といたしましては、担当指導主事より、業務内容の説明等をした後に、主に情報交換をとおして学校図書館の環境整備等を進めているところでございます。

二点目の30ページについてのご質問で、中学校の教員の乗り入れといったようなところだったかと思いますが、実際の実績としましては、綾北中学校の英語と数学の教員が、寺尾小学校と天台小学校に行って授業を行ったという報告があります。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（生駒美穂君）

不登校支援についての冊子でございますが、こちらのほうはスクールカウンセラーの話を聞いたりして、不登校の未然防止とか早期対応についてまとめてあります。こちらのほうは、学校のコーディネーターの先生を中心に行いたいと思っておりまして、まずはコーディネーターの先生に渡るようにしております。SC、SSWも同じ気持ちで、同じ支援を当たっていくようにということで初めに話をしました。その後に各校にも、二部ずつ送っております。ただ全員の先生も使えるようにということで、データでお渡ししておりますので、全ての先生が見られるよう

にということで今対応しているところです。

○教育長（袴田毅君）

新任の先生にぜひお願いします。

他にはいかがですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

32ページの外国語教育の充実ですが、実績を見ると、計画どおり実行できているとのことで、素晴らしいことだと思います。

ただその中で、6年生ぐらいになってこれだけ外国人の方と接して、何か成果みたいな、例えば自己紹介ができるとか、何かそういうところの基準があるのでしょうか、教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

今ご質問いただきました子どもたちの変容と言いますか、その状況等のご質問につきましては、英語教育について子どもたちに向けた特別なアンケートなどは特に実施はしておりませんが、中学校の英語の教員に最近の子どもたちの様子といったところを聞くとですね、やはり以前より格段に子どもたちの英語への慣れ親しみが進んでいるので、非常に中学校の英語の授業としては、やりやすいというような話を聞いております。以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

かなり効果がありそうな感じですね。やっぱり、中学校に行ったときに英語って結構ハードルが高い授業だと思ってしまっていて、それがこのように、なだらかに学べるというのは素晴らしいことだなと思います。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

49ページの看護介助員の配置についてですが、課題として「インクルーシブ教育の充実が求められていることから、全ての教職員に研修を行っていく必要があります」とありますが、今、綾瀬ではインクルーシブ教育の研修というものは、こういったものがあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

インクルーシブ教育については、子どもたちが共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し尊重し合う共生社会の実現を目指すことを念頭に置きまして推進をしているところでございますが、教育指導課といたしましては、インクルーシブに特化した研修といったものは、設けていないのですが、冒頭にお話ししたとおり、お互いを理解し尊重し合うといったところでは、様々な教育的な場面に関わってくるものと認識しておりますので、様々な支援教育研修会や児童・生徒指導の研修会など、様々な研修の中にインクルーシブの要素を含めて研修をしているところでございます。

また、指導訪問という形で各学校を回って最近の教育情報を提供する場があるのですが、そういった中でもやはり支援教育と言いますか、インクルーシブ教育の重要性といったところは、多くの先生方にお話をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

54ページの「児童・生徒の安全対策の充実」の課題改善事項のところですが、防犯カメラのことが載ってまして、設置から8年経って経年劣化が進み、補修も増えているということなのですが、この防犯カメラの耐用年数みたいなものは、大体何年ぐらいになるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

防犯カメラの耐用年数についてのご質問でございます。

特にメーカー等で耐用年数というものは定められておりませんが、以前、設置していたものについては5年リースということで設置をさせていただいておりました。内容は、事業者のほうから引渡しを受けまして、現在運用しているというような状況でございます。また、機器故障等で機器が映らなくなった、といった場合につきましては、新たに購入をいたしまして設置をしているというような状況でございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

防犯カメラについて、大体一つの学校に何台ぐらいで、こういった場所に置いているのでしょ

うか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

設置の台数につきましては、中学校につきましては、各校で5台ずつ設置をさせていただいております。小学校につきましては、大きな学校では5台、小さな学校ですと4台というように、4台から5台設置をしています。

また、設置場所につきましては、学校にもよるのですが、入口や正門などに設置している状況でございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

2点、ご質問させていただきたいと思います。

まず一つ目は、30ページの小中一貫教育の推進に関して、この1事業については計画どおり実行できなかったと記載されています。その理由として、もう少し具体的にどんな目標があつてそれが達成できなかったのか、詳しくお話しただけないでしょうか。

二つ目は、全体の記載方法で、自己評価の理由の欄に、明確に記載されているものと、斜線で書かれていないものがあります。これは何か理由があるのかお尋ねしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（渡邊倫康君）

今いただいたご質問の中で、30ページの小中一貫教育の計画どおり実施できなかったところについて、お答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては取組内容のところを①から④まで、記載をさせていただきました。①と③と④につきましては、概ね実施をできているのですが、理由にも書かせていただきました②の小学校への乗り入れ授業の実施といったところで、目標では、全小学校の目標を掲げていたところだったのですが、先ほどもお伝えしたとおり、綾北中学校を起点として、一部の小学校しかできなかったというような実態がございますので、そういったところを踏まえまして、教育指導課としては、計画どおり実施できなかったというような判断をさせていただいたところがございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

そこについて、意見があればどうぞ。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございました。

全小学校で乗り入れ授業を実施するという目標だったようですが、自分の考えでは、1年でそこまで進めるはなかなか難しいところがあったのではないかと考えています。やはり、小学校と中学校の教師の違いや考え方の違いなど、様々なものが起因していると思われます。なので、1年間だけで言うならば確かに計画どおり実施できなかったかもしれませんが、もう少し長い目で進めたほうが良いと思ひまして、他の事業でも、4回予定していたのが2回しかできなかったというものがありますが、それでも計画どおり実行できたという評価もあります。自分に厳しくという考え方もありますが、自分は、ほぼ計画どおりやって頑張っていらっしゃるように思っただので、意見を述べさせていただきました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

ご意見ということで。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

そうです。

○教育長（袴田毅君）

斜線について、お願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

ご質問いただきました理由の欄の斜線についてでございますが、基本的にこちらは斜線ということで掲載をさせていただいております。ただし、評価する上で特別な理由がある場合、例えば先ほど職務代理からもありましたように、年間の目標回数が4回だったところが2回になったが事業の目標は達成できた。そういった場合は、特別な理由ということで理由を記載して、表記をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

ただ今、各委員よりいただきましたご意見につきましては、事務局において修正をよろしくお願ひいたします。

また、本日以降の修正につきましては、私に一任とさせていただきます。

( 委員の意思確認 )

○教育長（袴田毅君）

それでは、本日以降の修正につきましては、私に一任とさせていただきます。

なお、この教育委員会の点検・評価につきましては、この協議をもちまして第1部及び第2部の自己点検・評価を終了し、第三者委員会による検証へ移ることになります。

それでは、協議事項2については、これで終了といたします。

---

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会